

下関市監査委員公表第3号  
令和5年(2023年)2月16日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今井弘文  
同 秋森和也

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
市民部	まちづくり政策課、生活安全課
菊川総合支所	地域政策課、市民生活課、建設農林課

2 監査の範囲

令和4年4月1日から同年10月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和4年12月1日から令和5年2月9日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な

検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

市民部 まちづくり政策課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務において、令和4年4月に行うべき令和4年度分の使用料の調定を行っていない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び自動販売機電気料に係る実費弁償金の収入事務において、納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していない事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 時間外勤務命令について、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならないが、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
市民部 生活安全課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 建物の一部使用に係る行政財産使用許可に伴う使用料の算定について、使用建物の価格に1,000分の4.2を乗じて当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に当該額の100分の10に相当する金額を加算した額を使用料とし、その額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てることとなっているが、誤って100分の10に相当する金額を加算する前に端数処理を行ったことにより過少算定となっていた。所要の措置を講じられるとともに適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 都市公園施設の管理の継続の許可に係る使用料の算定について、当該施設の価格に100分の5を乗じて当該施設の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額を使用料としている。下関市都市公園条例第14条第1項の規定において当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとなっているが、誤って1.1を乗じる前に端数処理を行ったことにより過少算定になっていた。所要の措置を講じられるとともに適正に事務処理されたい。</p>

	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>菊川総合支所 地域政策課</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 菊川児童クラブに通う児童の生活バス利用について、同クラブを所掌する市民生活課長より地域政策課長宛に生活バス利用に係る使用料の減免申請書が提出され、所管課は下関市生活バス事業の設置等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第6条第1項第4号（その他市長が特に認めるとき）を根拠に地域政策課長専決により使用料を減免（免除）しており、その減免にあたり当該児童に対し定期券を発行していた。</p> <p>下関市生活バス事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第10条で、市長は特別な理由があると認めるときは使用料を減免できる旨が、また施行規則第6条第1項で、減免することができる場合及びその額が規定されているが、定期券の減免は施行規則第6条第2項で「前項（同項第4号を除く。）の規定は、定期券を発行するときの使用料の減免について準用する。」とされ、施行規則第6条第1項第4号（その他市長が特に認めるとき）の規定は減免できる場合から除外されており、当該減免の根拠が確認できなかった。</p> <p>減免の取り扱いについては、条例及び施行規則の規定に則り適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>菊川総合支所 市民生活課</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 現金の直接収納に係る事務において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 金銭出納帳に収入金額及び支払金額が記載されていないもの。</p> <p>イ アに起因して、現金出納報告書に記載された収納額及び払込額の合計額等が誤っているもの。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>菊川総合支所 建設農林課</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 道路の占用許可及び法定外公共物の使用許可に係る事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。関係規定に基づき適正に事務処理された</p>

<p>い。</p> <p>ア 道路占用料及び法定外公共物使用料の減免について、それぞれ下関市道路占用規則第8条又は下関市法定外公共物の管理に関する条例施行規則第3条第2項に定める減免申請がなされていないにもかかわらず、減免を行っている事例が散見された。</p> <p>イ 道路占用料を減免しているが、減免に係る意思決定が行われておらず、減免の理由や根拠規定が不明であるものが見受けられた。</p> <p>ウ 法定外公共物使用料の算定において、適用する使用料単価を誤ったため、本来徴収すべき額よりも多い額を徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、適正に事務処理されたい。</p> <p>エ 下関市法定外公共物の管理に関する条例施行規則は全部改正され、令和4年4月1日に施行されているが、それ以降も、改正前の様式により法定外公共物使用許可書の交付等を行っていた。</p> <p>(2) 農業集落排水施設占用料の減免について、道路占用料の減免基準である下関市道路占用料減免基準を準用し、減免を行っているが、当該減免基準を準用することの根拠や意思決定文書を確認することができなかった。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上